

平成30年度伊予市社会福祉協議会事業計画

〈基本方針〉

現在、国においては、一億総活躍プランの中で「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現を図るため、制度横断的・包括的な相談支援体制の構築や社会保障・福祉関係制度等の見直し本格化しており、これらはいずれも地域が持つ力と公的な支援体制の協働が共通したポイントとなっています。

従来から少子・高齢化や人口減少と合わせ、認知症高齢者の増加や高齢者の孤独死、ひきこもりや虐待、災害時要援護者や悪質商法被害への対応等、公的サービスだけではカバーしきれないさまざまな課題が顕在化するとともに人間関係の希薄化が指摘されております。

昨年4月に社会福祉法人制度改革が本格的にスタートして2年目を迎えることとなり、制度に適合した組織作りや事業運営についての確認・評価とともに、平成30年度から5か年の「第3期伊予市しあわせのまちづくり計画(伊予市地域福祉活動計画)」の目標達成に向けた取り組みもスタートします。

これまで培ってきた関係機関・団体等とのネットワークあるいは社協の持つ専門性を活かし、地域における人と人とのつながりの再構築や新たな支え手づくりによって地域課題の早期解決に取り組むこととします。

本年度においては、次の重点目標を掲げて活動を推進します。

○重点目標Ⅰ 住民主体の地域福祉の推進

地域における人と人とのつながりを再構築して地域コミュニティを活性化させ、住民が主体となって各地区それぞれの課題解決に向け、共に取り組み支え合う活動を推進します。

特に、市内には住民に身近な存在として南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、地域特性やニーズに応じた活動を行っていることから、関係機関団体等とも含めた連携協働体制を強化するとともに、各種研修会の開催による地域リーダーの発掘・養成や新たな支え手づくりにも取り組みます。

○重点目標Ⅱ 権利擁護の推進

福祉サービス利用援助事業や法人後見・生活困窮者自立支援事業などの権利擁護事業に積極的に取り組むとともに、訪問介護やデイサービスの提供あるいは障害者相談支援事業等を通しての虐待防止に努めます。

○重点目標Ⅲ 安心の窓口づくり

地域福祉の各担当や居宅介護支援事業所・障害者相談支援事業所等に寄せられる、ちょっとした困りごとから専門的な相談に対して、問題解決に向けた関係機関・団体等との連絡調整や必要な援助を行なうなど、住民が気軽に相談でき信頼される窓口となるよう体制整備に努めます。

○重点目標Ⅳ 在宅福祉サービスの充実

高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政や民生児童委員、高齢者見守り員等との連携を深め、平常時からの見守りネットワークや要援護者の支援を推進します。また、介護保険サービスや障害福祉サービス等を実施するに当たっては、常に質の高い最適なサービスが提供できるよう努めます。さらに、介護技術の向上等を図るためのノーリフトの研究やインフォーマルな社会資源の開発にも取り組みます。

《実施事業》

1 社協運営事業

① 法人運営事業	(市補助・単独事業)
<p>理事会・評議員会を開催し、それぞれ異なった立場からの指導、助言により社協運営の発展に努めます。</p> <p>また、監査を実施して、事務及び事業の適正化を図ります。</p> <p>昨年度からの社会福祉法人制度改革に基づいた事務処理等の精度を高め、積極的に情報公開等を行います。</p>	
② 社協運営補助事業	(市補助事業)
<p>福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。</p> <p>計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民に信頼される社協づくりに努めます。</p> <p>市内には、南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域特性に応じた活動を支援します。</p> <p>小地域福祉活動やネットワークの核として、新たな地域ニーズの吸い上げや解決に向けた取り組みを支援します。</p>	
③ 独自運営事業	(単独事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・社協が地域福祉を推進する上で重要な会費の意義やその用途について啓発し、会員制度及び会費納入に関する市民の理解を深めます。 <p style="margin-left: 40px;">《目標額》 5,987千円</p> <p style="margin-left: 40px;">(一般会員:年会費 500円 特別会員:年会費 2,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だより(年6回発行)やホームページで、社協の取り組みの報告や事業参加への呼びかけ、また市民の各種活動情報をお知らせするとともに、社会福祉法人に求められる財務状況等の公開も行います。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、「あいみん。」の日の13日に市内各地に出かけ、伊予市社協をPRするとともに、さまざまな活動情報を収集しお伝えします。 ・社会福祉大会とボランティアフェスティバルを併せた福祉まつり「あい・愛フェスタ」を開催します。市民のボランティア活動への参加促進を図り、ボランティア関係者の交流を深め、新たなネットワーク形成と協働促進を目指します。 <p>《主な内容》 社会福祉に貢献された方の顕彰、記念講演、ボランティアグループの発表、展示・体験コーナー、各種団体によるバザーなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で介護を受けているおおむね 65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の所持者に対し、車椅子、ポータブルトイレ等の福祉機器を必要に応じて貸し出します。 <p>(利用料:1日10円。但し、身体障害者手帳 1・2 級保持者は、無料。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出困難な高齢者及び障がい者等に福祉車輛を貸し出し、利用者の社会参加と福祉の向上を図ります。 <p>《貸出車輛》 伊予事務所 2台 中山・双海事務所 各1台(車椅子対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期伊予市しあわせのまちづくり計画(伊予市地域福祉活動計画、計画期間: H30～34 年度)を順次実施していきます。

2 地域福祉事業

<p>① 福祉サービス利用援助事業 (市補助・県社協受託事業)</p> <p>日常生活上の判断が困難になった方に対しての各種相談に応じるとともに、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請・金銭管理等を代行します。</p> <p>サービス提供に当たっては、各相談支援事業所や地域包括支援センター、福祉課等関係機関との連携を密にし、利用者が地域で安心して暮らせるよう支援します。</p>
<p>② 法人後見事業 (市補助・事業収入事業)</p> <p>疾病や障がい等で日常生活上の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないように、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見の支援を行ないます。</p> <p>原則、市長申立のケースを対象としていますが、利用者は増加傾向にあります。権利擁護事業からの移行者も見込まれるため、より一層体制を整備するとともに、制度の周知や連携体制の強化、市民後見人の養成等に努めます。</p>
<p>③ 民生児童委員協議会運営事業 (市受託事業)</p> <p>民生児童委員は、地域に暮らす身近な相談相手として、さまざまな課題を抱える高齢者や障がい者、子育て世帯等のニーズを行政や専門機関につなぎ、解決に結びつける役割を担っています。このため、組織の基盤強化に向け積極的に研修会を開催するなどして資質向上を図るとともに、行政や地域関係者との連携による要援護者支援及び小地域ネットワーク推進等の支援を行ないます。</p> <p>また、社協のホームページ等を活用して、広く市民に民生児童委員の活動を周知</p>

します。	
④ 共同募金事業	(共同募金事業)
<p>一人でも多くの方に募金活動に参加していただけるよう広報啓発に努めるとともに、ボランティアの方々の協力を得て法人募金や街頭募金等を行います。また、福祉団体等への固定配分や「ささえあい活動支援事業」による公募配分、あるいは「歳末ふれあいの集い」への助成など募金の有効活用を図ります。</p> <p>《赤い羽根共同募金目標額》 7,200千円 (戸別募金:1口 500円) 《歳末たすけあい募金目標額》 3,450千円 (戸別募金:1口 300円)</p>	
⑤ 生活福祉資金貸付事業	(県社協受託事業)
<p>低所得者等の生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金等の貸付け及び相談支援を行うとともに、行政や民生児童委員等との連携により地域での暮らしを支えます。</p>	
⑥ まごころ銀行運営事業	(単独事業)
<p>市民から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。</p> <p>一般寄付は減少傾向にあるため広報啓発に努めるとともに、その用途については、まごころ銀行運営委員会で協議し、地区社協への助成など有効活用を図ります。</p>	
⑦ 生活困窮者自立支援事業	(市受託事業)
<p>生活困窮者からの相談を受け、多様な課題の解決に向けた各種支援が計画的かつ包括的に行われるよう自立支援計画を策定するとともに、これが実現に向け関係機関との連携体制を強化します。また、各種研修会に参加して担当職員の相談支援能力の向上に努めます。毎年支援件数が増加しており、制度定着に向け一層の広報啓発に努めます。</p>	
⑧ 心配ごと相談事業	(市受託事業)
<p>定期的に相談事業を開催し、民生児童委員や社協役員が市民の悩みごと・心配ごととの相談に応じ、その問題解決に向けて助言を行うほか、専門機関への取り次ぎを行います。また、弁護士等の専門家による無料相談も設け、市民の幅広いニーズに応えられる体制整備に努めます。</p> <p>《心配ごと相談》 ボランティアセンター:毎月第4水曜日 中山事務所:毎月第2木曜日 双海事務所:毎月第2水曜日(上灘・下灘で交互に開所)</p> <p>《弁護士相談》 ボランティアセンター:毎月第1・第3水曜日 《行政書士相談》 ボランティアセンター:毎月第2金曜日 《税理士相談》 ボランティアセンター:毎月第2・第4火曜日</p>	
⑨ 高齢者見守り員設置事業	(市受託事業)
<p>昨年度から「高齢者見守り員」と名称を改め、市内の65歳以上の一人暮らし高齢者等の見守りを行っていますが、社協だより等で制度の一層の周知に努めます。</p> <p>市や同じ地区を担当する民生児童委員との連携により対象者を出来る限り把握し、不測の事態を未然に防止するための普段の見守りや相談支援を行なうとともに、</p>	

<p>関係機関等とも連携しながら災害時や緊急時の対応についても検討します。また、見守り員のスキルアップや情報共有のため地区毎の定例会や全体研修会を開催します。</p>	
⑩ ふれあい・いきいきサロン事業	(市受託事業)
<p>地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、高齢者の仲間づくりや交流の場作りをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設促進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロン活動の充実を図ります。</p> <p>現在73か所でサロンが開催されています。参加者は6人から43人までと幅広く、各サロンとも世話人がいろいろとメニューを工夫し、高齢者等から毎回の開催を心待ちにされています。</p> <p>なお、世話人研修会では、簡単で費用をかけずにできるものを習得し、各サロンに持ち帰って、広められるような内容の充実に努めます。</p>	
⑪ ボランティアセンター事業	(市受託事業)
<p>地域共生社会の実現を目指す中で、ますますボランティアが必要とされています。広域松山圏ボランティア連絡協議会で団体数が減少傾向にある中、伊予市ボランティア連絡協議会は昨年1団体増え、15団体がそれぞれの得意分野で活動されています。今後はボランティアの基本に立ち返り、さまざまな場面において積極的にボランティア意識を持ち、地域住民同士が協働し合うことができるよう、ボランティアの育成に向けた各種講座等の開催に努めます。また、ボランティア情報を発信している「ばかりん通信」については、より多くの市民の声や活動等を掲載し、幅広い人にボランティアについて関心を持っていただくよう工夫します。</p> <p>ボランティアセンターは、災害時における災害ボランティアセンターとしての役割があるため、災害ボランティア研修会等を開催するなど、防災意識の向上に努めます。</p> <p>南海トラフ巨大地震等の発生に備え、ボランティア「かぐてんぼう支援隊」による、一人暮らし高齢者宅等の家具転倒防止器具の取付けを行い、住まいの安全確保に努めるとともに事業の普及啓発を図ります。</p> <p>ボランティアセンターの効果的な運営と施設の安全管理に努め、市民に信頼され、多くの方に来ていただける施設を目指します。</p>	
⑫ ぐんちゅうふれあい館運営事業	(市指定管理事業)
<p>健康で明るい生活を維持するため、電子浴等各種マッサージ器の整備・活用を図るとともに、地域住民と高齢者の趣味の活動等を通じた交流の場となるよう、娯楽室や集会室の利用促進に努めます。</p>	
⑬ 唐川ふれあいプラザ運営事業	(市指定管理事業)
<p>健康器具にかかりながら楽しく情報交換や生きがいづくりをしています。</p> <p>唐川地区の介護予防拠点施設として各種相談への対応、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどによる高齢者相互の交流を図ります。</p>	
⑭ 上灘老人憩の家運営事業	(市指定管理事業)

お風呂の利用者が多く、介護予防教室や趣味の活動でもよく利用されています。
 高齢者の各種相談への対応、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等による交流促進と介護予防を支援します。

3 在宅介護事業

① 在宅介護支援センター事業	(独自事業)
<p>介護が必要、もしくは必要となりつつある高齢者やご家族の介護に関する相談窓口として、制度の説明やサービス等について必要な情報提供等の支援を行います。また、各種のサービスが利用できるよう、地域包括支援センター等の関係機関や事業所等との連絡調整を行います。</p>	
② 通所型サービスA事業	(介護予防・日常生活支援総合事業)
<p>デイサービスセンター「じゅらく」において、介護予防・日常生活支援総合事業対象高齢者に通所による介護予防・生活支援サービス事業を実施します。</p> <p>理学療法士等専門のスタッフによる運動器機能向上のプログラムやレクリエーション、季節ごとの外出、工作、趣味の活動等を参加者との交流の中で実施することで、生きがいづくりや、認知症予防・閉じこもり予防を図り、要介護状態にならないよう支援します。</p>	
③ 居宅介護予防支援事業	(市受託事業)
<p>伊予・双海の2事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、伊予市地域包括支援センターからの委託を受け、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。</p>	
④ 伊予市子育て支援ヘルパー派遣事業	(市受託事業)
<p>妊娠中や1歳未満のお子さんがあるご家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援によって養育者の心身の安定と育児不安の解消、負担の軽減を図ります。</p>	

4 介護保険事業

① 居宅介護支援事業	(介護保険事業)
<p>伊予・双海の2事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、要介護者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。</p>	
② 訪問介護事業	(介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業)
<p>訪問介護員(介護福祉士等)が、在宅の要介護者や要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者のご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や炊事・洗たく・掃除などの生活援助を行います。伊予・中山・双海の3事業所で常勤7名・非常勤27名の体制でサービスを提供します。</p>	
③ 通所介護相当サービス事業	(介護予防・日常生活支援総合事業)
<p>要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、デイサービスセンター「じゅらく」において通所介護相当サービス事業を行います。介護支援専門員の立てたケアプランを基に個別計画を作成し、運動器機能向上や認知症・閉じこも</p>	

り予防等のプログラムを実施し、自立に向けた支援を行ないます。

5 障害支援事業

① 障害者居宅介護事業(ホームヘルプ)	(自立支援給付事業)
<p>障がい者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、ホームヘルパーが各家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>また、視覚障がい等により移動が困難な方の外出時に同行し、必要な情報の提供や移動時の援護を行います。</p>	
② 障害者計画相談支援事業	(自立支援給付事業)
<p>障がい者等から日常生活に対する意向や悩み等の相談を受け、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、利用者が自らの選択に基づく適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう計画策定を支援します。また、定期的にサービス利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。</p>	
③ 障害者相談支援事業	(市受託事業)
<p>障がい者等からの日常生活上の各種相談に対し、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用等の支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>市の基幹相談支援センターとして、相談支援専門員3名でその中核を担っています。また、非常勤の手話通訳者1名を配置し、聴覚障がい者への支援の充実を図ります。</p>	
④障害者移動支援事業	(市受託事業)
<p>ホームヘルパーが、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活をおくる上で必要不可欠な外出や余暇活動等への社会参加のための外出支援を行います。</p>	